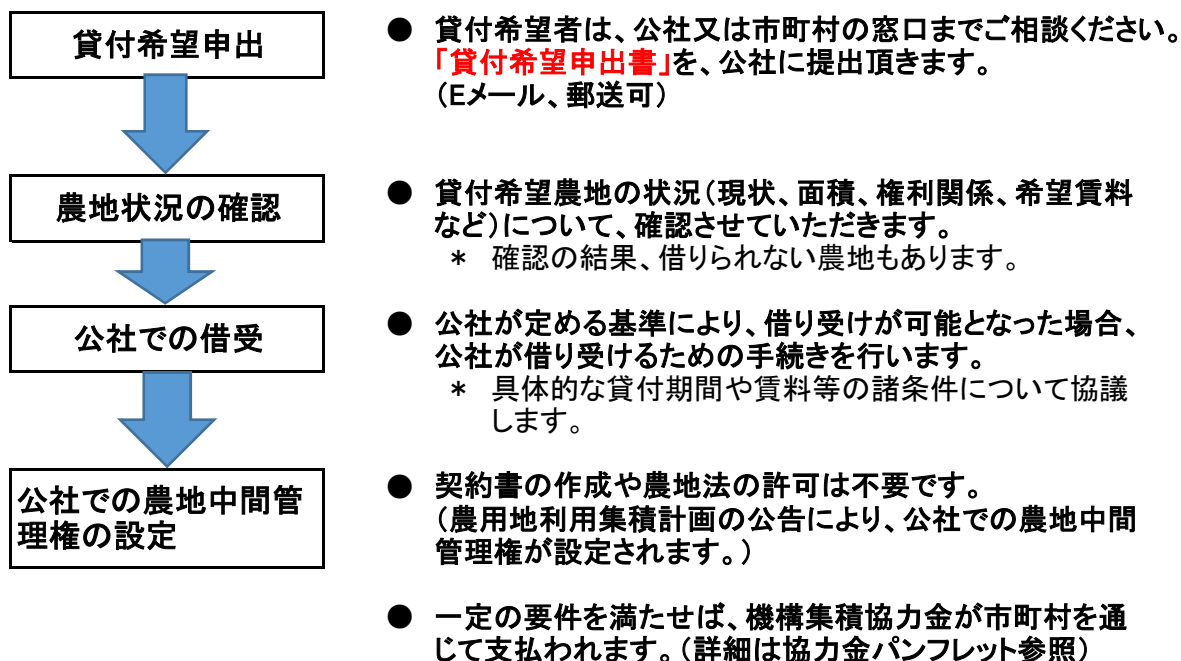


## 農地を貸したい方は

「高齢で農業をリタイヤしたい。」「農業後継者がいないので農地を貸したいが知らない人に貸すのは不安」「相続した農地があるけれど耕作できない」という方は農業公社にご相談ください。



### ★ 農地を貸したい場合の留意事項

#### 1 対象農地は

- ・公社が借り受けができる農地は、農業振興地域内の農地です。
- ・遊休農地で著しく利用が困難な農地や貸し付ける可能性が著しく低い農地などはお引き受けできません。
- ・公社が農地を借り受ける期間は、極力10年以上とします。

#### 2 賃料の決定は

- ・農業委員会が情報提供する賃料水準(平均農地賃借料)を基本とします。

#### 3 貸し付けの公社手数料は

- ・手数料はありません。

#### 4 公社に貸した場合、贈与税、相続税の納税猶予は継続しますか

- ・一定の要件の下に継続することができます。具体的な手続きは農業委員会にご相談ください。

#### 5 契約等の解除

- ・公社が農地を借受後、貸付先が見つからずに1年間が経過したとき
- ・災害その他の事由により農地の利用を継続することが著しく困難となったとき

#### ◆お問合せ先◆

公益社団法人神奈川県農業公社  
(農地中間管理機構)

電話 045-651-1703 (直通)

## 貸付希望申出書

公益社団法人

神奈川県農業公社 会長 様

フリガナ	カナガワ ジロウ	※生年月日 (和暦)	昭和 24 年 8 月 10 日		
氏名または 法人名	神奈川 次郎	※年齢	68 歳	生年月日・年齢は、個人で 応募の場合ご記載願います	
※役職名 および氏名 の (担当者名)		※電話番号 (2つまで ご記載 可能です)	045 - 651 - 1703		
郵便番号	231 - 0023	※連絡先 FAX	090 - ●●●● - ●●●●		
住所	横浜市中区山下町2番地	※連絡先は、日中連絡のとれる番号をお願いいたします			

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、下記のとおり農地等の貸付けをしたいので申し出ます。

なお、農用地等を転貸する先は、貴公社に一任いたします。また、申出書に記載された個人情報については、農地中間管理事業の実施を目的として、関係機関の範囲内で限定的に利用することに同意します。

記

## 1. 貸付けを希望する農用地等

番号	市町名	所在	地番	地目		面積 (㎡)	貸付希望期間			備考 (権利関係等)
				登記簿	現況		始期	終期	年数	
1	〇〇市	〇〇	△△番〇	田	畑	5,000	H29.10	H44.9	15	相続税納税猶予 対象地
2	〇〇市	〇〇	△△番△	畑	畑	3,000	H29.10	H39.9	10	
3	〇〇市	〇〇	△△番×	田	畑	2,000	H29.10	H34.9	5	
4										
5										

## 2. 農用地の貸付けに際しての意向

(1) 農地の利用方法

<input checked="" type="radio"/> 制約なし	<input type="radio"/> 制約あり	具体的な希望
---------------------------------------	----------------------------	--------

(2) 賃料について

<input type="radio"/> 0円	<input checked="" type="radio"/> 標準賃料	具体的な希望
--------------------------	---------------------------------------	--------

(3) その他の要望

--

## 注意事項

- この申出書の提出をもって、農用地等の貸付けが成立したものではありません。
- 借受希望者との調整を行い、貸付けすることが見込まれる場合は、貸付けの手続き(利用権設定関係)が別に必要となります。
- 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。